

# 2024年度社会福祉助成金申込要領

一般財団法人 松 翁 会

## 1. 目的および事業

当会は社会福祉に関する諸活動に対して援助を行い、もってわが国社会福祉の向上に寄与することを目的とし社会福祉に関する事業に対して助成を行います。

## 2. 助成の対象：医療的ケア児者の福祉向上案件を対象とします。

### 【医療的ケア児者とは】

日常生活および社会生活を営むために人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア(\*)が日常的に必要な児童、人のことをいいます。

\*医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことです。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」とは区別されます。

(1) 具体的には医療的ケア児者を支援する民間の事業を対象とします。尚、助成申込案件は次の要件を具備するものであることを要します。

○原則として法人・団体であること(施設単位ではなく、法人・団体単位)。法人格をもたないものであっても、特に助成することにより効果が期待できる場合は対象とします。

但し、個人および株式会社等の営利法人等は対象外とします。

\*反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付致しません。

### (2) 当財団が想定している助成ニーズ

#### ① 支援機関・団体への助成:

○施設備品購入: 介助用昇降ベッド、通所送迎車両でのドライブシート、入浴介助の環境整備 等

・ICT化促進の物品購入: タブレット、プロジェクター、視線入力装置、会話補助装置、意思伝達装置用スイッチ 等

・訓練用品購入: 歩行器、座位保持椅子、クッションチェア、ビーズクッション 等

・災害対策品購入: ポータブル発電機、蓄電池、酸素ボンベ、エアーストレッチャー 等

・施設改修費: 床暖房、冷暖房機器、階段昇降機、スロープ、ソーラーパネル 等

#### ② 地域支援ネットワークづくりのためのセミナー開催支援 等

○医療的ケア児者及びその家族のQOL(Quality of Life)向上を幅広く支援したいと考えています。個別相談がある場合は『当財団ホームページお問合せメール』又は 電話03-3201-3225 当財団事務局までお問合せ下さい。

## 3. 選考基準

(1) 明確な企画(目的、内容、資金使途等)に基づく事業で具体的な計画を持つこと。

(2) 推進体制が確立しており、自己資金の調達に努力をしていること。

(3) 先駆的、開拓的事業を優先する。

(4) 助成対象にならないもの

・研究助成

・法人・団体の管理運営維持に関する経費(日常業務にかかる人件費、家賃などの経常資金、定例化したセミナーなどの開催費用等)

## 4. 助成対象期間: 2025年3月末までに終了予定の事業とします。

## 5. 助成金額: 本年度は年間総額300万円以内、1件当りの金額は原則として50万円を限度とします(応募最低額 原則10万円、万円単位)

# 2024年度社会福祉助成金申込要領

## 6. 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入のうえ必要書類等を添付し、下記ルートにて当財団にお申込みください。

- ①都道府県・指定都市社協(申込書が配布されています)→申請団体(申込書記入)→当財団(申込受付)
- ②当財団ホームページ<http://www.shouohkai.or.jp/>掲載申込書→申請団体(申込書記入)→当財団(申込受付)

申込用紙の社会福祉協議会等のコメント欄は、都道府県・市区町村社会福祉協議会又は、県及び市区町村行政の福祉関係部署に記入を依頼してください。

(必須要件となっておりますのでコメントなき場合は無効とさせていただきます)

7. 選考方法 : 全国社会福祉協議会と協働で審査を行い、2024年10月開催予定の当会選考委員会において選考のうえ助成先・助成金額を決定します。

8. 申込締切日 : 2024年7月31日(水)【**必着**】

9. 助成実施時期 : 2024年10月以降

10. 完了報告 : 2025年6月末日

11. 申込書送付先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番5号  
大手町タワー地下1階  
TEL 03-3201-3225  
一般財団法人 松翁会 事務局 社会福祉事業部助成係

## 12. その他

(1)選考の為に必要と認めた場合に、更に詳しい書類の提出をお願いする、あるいは訪問調査をすることがあります。

\* 審査は当財団と全国社会福祉協議会の協働で行います。このため、申込内容に対するヒアリング、訪問調査や追加資料提出の依頼を全国社会福祉協議会が行う場合があります。

(2) 申込書類への記載や添付書類でお送り頂いた個人情報を選考に係る業務に使用し、それ以外には使用しません。

(3) 助成決定後、助成先の法人・団体名、所在地、助成事業内容、助成金額を公表させていただきます。予めご了承のうえ、申請してください。

(4) 助成先に対しては、承諾書および領収書の提出を求めるほか、助成事業の実施状況、助成金の使用状況についての報告をお願いします。

(5) また助成後3年間については活動状況等についてフォローアップアンケート調査をすることがあります。

(6) 今年度他団体に助成申請している場合は申込書の記入欄に申請団体名及び申請案件を必ずご記入ください。

(7) 過去3年間で助成団体より助成を受けられた場合は、申込書の記入欄にその助成団体名をご記入ください。

(8) 応募書類は返却致しませんので予めご了承ください。

(9)次に該当する場合には、助成金の交付停止もしくは返還を求めることがあります。

①助成金の使途等、申請内容に虚偽があることが判明した場合

②申請事業を取りやめるなど、当初の目的を達成できないと当会が認めた場合

③助成の対象について、重複して資金助成を受けた場合

以上